

東北風力発電株式会社「淋代風力発電事業計画段階環境配慮書」  
に対する意見について

平成27年9月4日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「淋代風力発電事業計画段階環境配慮書」について、東北風力発電株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。  
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県上北郡東北町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大28,000kW(2,000~2,800kW級×10~14基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月16日
環境大臣意見受理	平成27年 8月14日
経済産業大臣意見	平成27年 9月 4日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井  
電話03-3501-1742(直通)

## 東北風力発電株式会社「淋代風力発電事業計画段階環境配慮書」 に対する意見

### 1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済み、環境影響評価手続中又は事業計画段階であることから、これら風力発電設備のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、他事業者との情報共有・情報収集に努め、そこで得られた情報も考慮した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (4) 本事業は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「環境アセスメント調査早期実施実証事業」に該当することから、前倒し調査の結果や専門家等からの助言を配慮書以降の検討に反映させること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等の影響について

事業実施想定区域の周辺には、多数の住居が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、専門家等からの助言を踏まえて、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避、低減すること。離隔できず重大な環境影響を回避、低減できないと判断した場合には、風力発電設備の基数削減等の適切な措置を講ずること。

#### (2) 風車の影の影響について

事業実施想定区域の周辺には、多数の住居が存在しており、供用時の風車の影に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避、低減すること。離隔でき

ず重大な環境影響を回避、低減できないと判断した場合には、風力発電設備の基数削減等の適切な措置を講ずること。

(3) 水環境に対する影響について

事業実施想定区域内に淋代浄水場が位置しており、また当該区域周辺の住居では浅井戸が使用されていることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、淋代浄水場等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避、低減すること。

(4) 鳥類に対する影響について

事業実施想定区域及びその周辺においては、オオタカ、ハイタカ及びハチクマ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、ガン、カモ及びハクチョウ類等の飛翔コースとなっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

(5) 水生生物に対する影響について

事業実施想定区域には河川源流部又は沢等が含まれることから、工事中の土砂や濁水の流出に伴う重要な水生生物への環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避、低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響について

事業実施想定区域には自然林（ヤナギ低木群落）、河辺・湿原・沼沢地植生（ヨシクラス）、特定植物群落（甲地アカマツ林）、保安林及び沢等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境を回避すること。